

宮城県「再生可能エネルギー地域共生促進税」について

宮城県では令和5年3月に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、再生可能エネルギーの最大限導入等を目指しているところであるが、特に、再エネ発電施設の森林地域への設置に際し、地域住民等より土砂災害、景観、環境への影響等を懸念する声や反対の要望が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、県においては、地域共生を図りつつ再エネ導入と環境保全の両立を目指すための新たな対策が必要であると考え、再エネ発電施設の森林地域以外への適地誘導を図ることを目的とした新税の導入について、事業者、有識者及び行政機関等で構成される「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会」において検討を重ねてきたところであり、6月の宮城県議会に付議されたところ。

1 税の種別

法定外普通税

2 税収の用途

特に用途は設けないが、再生可能エネルギー発電設備の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤整備等に使用する

3 課税対象

0.5ヘクタールを超える森林の開発を伴う太陽光・風力・バイオマス発電設備
非課税となる再生可能エネルギー発電設備の例

- 国又は地方公共団体が所有するもの
- 太陽光発電設備であって、住家、店舗、工場等の屋根等に全部を設置するもの
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域(※)において、市町村の認定を受けた計画に基づき整備したもの 等

(※)地域の合意形成を図りながら地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を促すため、市町村が定めることができる区域。区域内で市町村から認定を受けた事業は、関係法令の手続ワンストップ化等の特例を受けられる。

4 税率

再エネの種類ごとに、総発電出力に応じて設定（営業利益の20%程度に相当）

5 施行時期

2024年（令和6年）4月1日施行予定

※条例案可決・成立後、総務大臣の同意を得る必要がある